

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 政治団体の届出……………
- ………(政治団体の届出事項の異動の届出)……………二
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………
- ………(政治団体の解散の届出)……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………
- 資金管理団体の取消しの届出……………
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)……………
- ………(主税局課税部課税指導課)……………五

告示

- 軽油引取税に係る免税証の無効処分……………(同)……………五
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)……………七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………七

東京都告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第五・四・二号多摩東公園
- 三 事業施行期間 平成三十年七月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 多摩市諏訪四丁目地内
使用の部分 なし

東京都告示第六十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 由企画株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 村上 範行
- (三) 主たる事務所の所在地 国分寺市南町二丁目一番四十二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八〇六号
- (五) 免許年月日 平成二十六年八月七日

二 処分年月日

平成三十年七月五日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)

四 適用条項

宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ランドクリエーション
- (二) 代表者氏名 代表取締役 杉山 浩章
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区船橋一丁目十七番五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八五五号
- (五) 免許年月日 平成二十六年八月二十一日
- 二 処分年月日 平成三十年七月五日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)

<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社Yak Corporation</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 鳴瀧 泰史</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 武蔵野市西久保一丁目六番三号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三五一号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十八年十月二十一日</p> <p>二 処分年月日 平成三十年七月六日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 東京創建株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 岩藤 潤悦</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 江戸川区鹿骨二丁目三十七番十一号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九二〇三四号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十七年八月六日</p> <p>二 処分年月日 平成三十年七月六日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>
--	--

<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社エムレツジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 秀昭</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 豊島区池袋二丁目五十一番九一三〇五号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三七七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日</p> <p>二 処分年月日 平成三十年七月十四日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>●東京都告示第六十二号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。 平成三十年七月二十七日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)</p> <p>法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成三十年七月三日 東村山市萩山三丁目十二番十七及び同番十八 延長 三九・九六 幅員 四・五〇</p> <p>同右 平成三十年 小金井市東町 延長</p>	<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社エムレツジ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 秀昭</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 豊島区池袋二丁目五十一番九一三〇五号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三七七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日</p> <p>二 処分年月日 平成三十年七月十四日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月十五日から同年九月十三日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第三百三十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。 平成三十年七月二十七日 東京都選挙管理委員会</p>
--	---

<p>七月六日 一丁目六十六番十六 幅員 八三・一六</p> <p>告示(選) 四・五〇</p> <p>●東京都選挙管理委員会告示第三百三十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。 平成三十年七月二十七日 東京都選挙管理委員会</p>
--

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
国民民主党東京都第5区総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 6. 1	○	参議院議員
国民民主党東京都第6区総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 6. 1	○	参議院議員
自由民主党東京都ふるさと創生第二支部	前川 恵	石井 輝雄	渋谷区千駄ヶ谷2-3-6-5	H30. 6. 28	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都杉並区第十二支部	小川 宗次郎	井川 邦夫	杉並区松ノ木3-3-1-2	H30. 6. 5	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
税理士による松島みどり後援会	田尻 吉正	堀内 芳訓	墨田区八広4-2-3-1	H30. 6. 14	松島 みどり、衆議院議員
山口なつお後援会	友利 春久	小島 誠一	新宿区南元町1-7	H30. 6. 20	山口 那津男、参議院議員
山口なつお励ます会	友利 春久	小島 誠一	新宿区南元町1-7	H30. 6. 20	山口 那津男、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木英太を育てる会	青木 英太	橋本 茂利之	目黒区原町2-7-1-1	H30. 6. 15
鮎川ゆうすけと調布市政を考える市民の会	加賀美 清七	宇根 直次	調布市多摩川7-2-4-2-5	H30. 6. 7
大村小太郎と練馬区の政治を国民の手に取り戻す会	川村 慶太郎	川村 寛児	練馬区高松4-2-6-1-0	H30. 6. 7
輝く明日の調布をつくる会	成瀬 障	米谷 慎太郎	調布市染地3-1-1-0-5	H30. 6. 8
君のキャリアを市政が必要とする会	佐々木 美智子	星野 泰貴	調布市深大寺元町4-1-7-2-6	H30. 6. 11
区民を結びよりよい江東区をつくる会	屋敷田 綾香	屋敷田 まり子	江東区東砂3-1-7-1-7	H30. 6. 28
国際勝共連合東京都本部	田知本 千秋	田知本 千秋	新宿区北新宿4-7-1-4	H30. 6. 12

佐藤力後援会	佐藤 力	佐藤 奈々慧	練馬区練馬 1-20-8	H30. 6. 20
首都圏政経懇話会	笹井 貴与彦	泉 永嗣	墨田区石原 3-20-9	H30. 6. 19
新世田谷区議団	波田野 峰人	波田野 昭三	大田区中馬込 1-8-1 4	H30. 6. 25
政輝会	渡邊 義輝	羽鳥 洋治	板橋区高島平 2-7-6	H30. 6. 5
ともに狛江市民の会	周東 三和子	大久保 高子	狛江市東和泉 2-20- 1 2	H30. 6. 27
日本共産党川上耕一後援会	中村 幸夫	辻 あき子	世田谷区尾山台 3-3 2 -6	H30. 6. 13
日本共産党坂本みえこ後援会	下平 純一	坂本 正信	世田谷区太子堂 4-5- 2	H30. 6. 13
日本を明るくする会	松元 勝信	松元 勝信	足立区千住橋戸町 4 9	H30. 6. 22
練馬の力を伸ばす会	佐藤 力	佐藤 奈々慧	練馬区練馬 1-20-8	H30. 6. 20
はたの峰人後援会	波田野 峰人	波田野 玉美	世田谷区若林 1-4-6	H30. 6. 1
未来日本	長島 昭久	酒井 大史	立川市錦町 2-2-5	H30. 6. 1
未来への責任 西東京	二木 孝之	二木 悦子	西東京市中町 5-1 1- 3 5	H30. 6. 1
目黒の明日を考える会	安田 瞬	橋本 茂利之	目黒区原町 2-7-1 1	H30. 6. 15

※従来、国際勝共連合東京都本部は、総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党南多摩総支部	三階 道雄	代表者の氏名	三階 道雄	大久保 盛久	H30. 5. 30
国民民主党東京都国分寺市支部	及川 妙子	政治団体の名称	国民民主党東京都国分寺市支部	民進党東京都国分寺市支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都小平市支部	石毛 航太郎	政治団体の名称	国民民主党東京都小平市支部	民進党東京都小平市支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都総支部連合会	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都総支部連合会	民進党東京都総支部連合会	H30. 6. 1
国民民主党東京都第1区総支部	七戸 淳	政治団体の名称	国民民主党東京都第1区総支部	民進党東京都第1総支部	H30. 6. 1
		会計責任者の氏名	北條 博一	田中 愛	H30. 6. 14
国民民主党東京都第2区総支部	青柳 雅之	政治団体の名称	国民民主党東京都第2区総支部	民進党東京都第2総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第3区総支部	石田 慎吾	政治団体の名称	国民民主党東京都第3区総支部	民進党東京都第3総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第4区総支部	山崎 勝広	政治団体の名称	国民民主党東京都第4区総支部	民進党東京都第4総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第7区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第7区総支部	民進党東京都第7総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第8区総支部	増田 裕	政治団体の名称	国民民主党東京都第8区総支部	民進党東京都第8総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第10区総支部	藤本 欣士	政治団体の名称	国民民主党東京都第10区総支部	民進党東京都第10総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第11区総支部	尾名高 勝	政治団体の名称	国民民主党東京都第11区総支部	民進党東京都第11総支部	H30. 6. 1
		主たる事務所の所在地	板橋区幸町51-9	板橋区大山町31-11	H30. 6. 1
国民民主党東京都第12区総支部	鈴木 裕子	政治団体の名称	国民民主党東京都第12区総支部	民進党東京都第12区総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第13区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第13区総支部	民進党東京都第13総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第14区総支部	清水 啓史	政治団体の名称	国民民主党東京都第14区総支部	民進党東京都第14区総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第15区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第15区総支部	民進党東京都第15総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第16区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第16区総支部	民進党東京都第16総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第17区総支部	川越 誠一	政治団体の名称	国民民主党東京都第17区総支部	民進党東京都第17総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第18区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第18区総支部	民進党東京都第18総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第19区総支部	川合 孝典	政治団体の名称	国民民主党東京都第19区総支部	民進党東京都第19総支部	H30. 6. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年七月二十七日

東京都選挙管理委員会

国民民主党東京都第20区 総支部	川合 孝典	政治団体の名 称	国民民主党東京都第20区総 支部	民進党東京都第20区総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第21区 総支部	川合 孝典	政治団体の名 称	国民民主党東京都第21区総 支部	民進党東京都第21区総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都第22区 総支部	中村 洋	政治団体の名 称	国民民主党東京都第22区総 支部	民進党東京都第22区総支部	H30. 6. 15
		主たる事務所 の所在地	三鷹市下連雀3-22-5	調布市深大寺南町1-19- 25	H30. 6. 15
		代表者の氏名	中村 洋	井上 耕志	H30. 6. 15
		会計責任者の 氏名	馬場 邦雄	加藤 理恵	H30. 6. 15
国民民主党東京都第23区 総支部	伊藤 俊輔	政治団体の名 称	国民民主党東京都第23区総 支部	民進党東京都第23区総支部	H30. 6. 1
		主たる事務所 の所在地	町田市中町2-6-11	千代田区永田町1-11-1	H30. 6. 1
		代表者の氏名	伊藤 俊輔	川合 孝典	H30. 6. 1
		会計責任者の 氏名	岩崎 恒雄	栗田 俊之	H30. 6. 1
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員	参議院議員	H30. 6. 1
国民民主党東京都第24区 総支部	伊藤 忠之	政治団体の名 称	国民民主党東京都第24区総 支部	民進党東京都第24区総支部	H30. 6. 1
		会計責任者の 氏名	北條 博一	田中 雄太	H30. 6. 1
国民民主党東京都第25区 総支部	馳平 耕三	政治団体の名 称	国民民主党東京都第25区総 支部	民進党東京都第25区総支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都台東区支 部	伊藤 榮晴	政治団体の名 称	国民民主党東京都台東区支 部	民進党東京都台東区支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都立川市支 部	大石 富巳夫	政治団体の名 称	国民民主党東京都立川市支 部	民進党東京都立川市支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都西東京市 支部	二木 孝之	政治団体の名 称	国民民主党東京都西東京市支 部	民進党東京都西東京市支部	H30. 6. 1
国民民主党東京都文京区支 部	山本 一仁	政治団体の名 称	国民民主党東京都文京区支 部	民進党東京都文京区支部	H30. 6. 1
自由民主党東京都健康づく り支部	荻原 敏靖	主たる事務所 の所在地	千代田区一番町9-9	世田谷区粕谷2-2-32	H30. 5. 31
		会計責任者の 氏名	大石橋 由和	高橋 真佐文	H30. 5. 31
自由民主党東京都衆議院比 例区第四支部	前川 恵	会計責任者の 氏名	石井 輝雄	浜崎 篤人	H30. 6. 25
自由民主党東京都墨田区第 十九支部	沖山 仁	主たる事務所 の所在地	墨田区京島1-52-11	墨田区京島1-53-13	H30. 6. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いげた栄一後援会	井下田 栄一	会計責任者の氏名	井下田 里佳	平田 嘉孝	H30. 6. 4
上野孝典後援会	上野 恵	代表者の氏名	上野 恵	上野 孝典	H29. 12. 22
エネルギー政策を考える芝浦の会（通称；芝浦会）	依田 修	会計責任者の氏名	深山 敏顕	中野 秀一	H30. 5. 31
大高まもる東京後援会	桂 教夫	会計責任者の氏名	込山 雄茂	加藤 政治	H30. 6. 1
沖山仁後援会	沖山 仁	主たる事務所の所在地	墨田区京島1-52-11	墨田区京島1-53-13	H30. 6. 1
これからもみんなが誇れる大田区をつくる会	岡 高志	政治団体の名称	これからもみんなが誇れる大田区をつくる会	岡高志後援会	H30. 6. 13
品川・生活者ネットワーク	井上 八重子	代表者の氏名	井上 八重子	青木 京子	H30. 6. 20
		会計責任者の氏名	八木 裕子	井上 八重子	H30. 6. 20
新時代政経フォーラム	菅原 一秀	会計責任者の氏名	佐竹 京子	柴田 幸子	H30. 4. 8
信政会	井上 信治	会計責任者の氏名	岩崎 百合子	久保 幸子	H30. 6. 11
税理士による末松義規後援会	井上 一郎	主たる事務所の所在地	国分寺市新町3-24-14	国分寺市泉町3-37-1	H30. 6. 18
		代表者の氏名	井上 一郎	八田 繁男	H30. 6. 18
		会計責任者の氏名	中瀬 勝彦	川畑 一良	H30. 6. 18
田中さやかと子どもの未来を育む会	田中 奏香	会計責任者の氏名	八木 裕子	井上 八重子	H30. 6. 20
田園調布医師政治連盟	竹内 昭一	代表者の氏名	竹内 昭一	中原 正雄	H30. 6. 23
東京都印刷産業政治連盟	木村 篤義	代表者の氏名	木村 篤義	森永 伸博	H30. 6. 5
東京都商工政治連盟	桂 教夫	会計責任者の氏名	込山 雄茂	加藤 政治	H30. 6. 1
都民ファーストの会渋谷ちしゅう後援会	瀧田 智秀	政治団体の名称	都民ファーストの会渋谷ちしゅう後援会	民進党墨田の会	H30. 6. 27
中川清志後援会	渡邊 守都	政治団体の名称	中川清志後援会	中川きよし後援会	H30. 6. 1
松岡あつし後援会	宮鍋 正幸	主たる事務所の所在地	小平市学園西町1-16	小平市学園西町1-20-16	H30. 6. 3
		代表者の氏名	宮鍋 正幸	鶴打 喜久男	H30. 6. 3
		会計責任者の氏名	子安 康徳	中谷 正明	H30. 6. 3

民間教育推進政治連盟	佐藤 剛司	会計責任者の氏名	角川 博信	野崎 匡智	H30. 4. 15
森しんいち後援会	森 信一	政治団体の名称	森しんいち後援会	森信一後援会	H30. 6. 27
有済会	鳩山 太郎	会計責任者の氏名	鳩山 太郎	森 千代子	H30. 6. 25
吉田ゆみことまちの未来をつくる会	吉田 由美子	会計責任者の氏名	八木 裕子	井上 八重子	H30. 6. 20
東京都医師政治連盟江戸川支部	山上 恵一	代表者の氏名	山上 恵一	玉城 繁	H30. 6. 16
		会計責任者の氏名	八木橋 修	浅岡 善雄	H30. 6. 16
東京都医師政治連盟千代田区支部	高野 学美	代表者の氏名	高野 学美	泉田 秀輝	H30. 6. 15
		会計責任者の氏名	高野 学美	泉田 秀輝	H30. 6. 15
東京都医師政治連盟田園調布支部	竹内 昭一	代表者の氏名	竹内 昭一	中原 正雄	H30. 6. 23
東京都医師政治連盟東久留米支部	石橋 幸滋	会計責任者の氏名	中村 秀伊	砂入 美穂	H30. 5. 29
東京都宅建政治連盟北支部	千葉 卓也	代表者の氏名	千葉 卓也	小林 勇	H30. 6. 5
		会計責任者の氏名	千葉 卓也	小林 勇	H30. 6. 5
東京都宅建政治連盟港支部	大瀧 陽平	代表者の氏名	大瀧 陽平	田代 雅巳	H30. 5. 25
		会計責任者の氏名	小野 信一	川名 安彦	H30. 5. 25

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
希望の党東京都衆議院第23選挙区支部	伊藤 俊輔	H30. 5. 7
民進党東京都荒川区支部	竹内 明浩	H30. 5. 31
民進党東京都第18区総支部	菅 直人	H30. 5. 31
民進党東京都第23区総支部	楠渕 万里	H30. 6. 5
民進党東京都第5総支部	山口 拓	H30. 5. 31
民進党東京都第6総支部	藤井 真尚	H30. 6. 15
民進党東京都府中市支部	須山 卓知	H30. 5. 31
民進党東京都三鷹市支部	中村 洋	H30. 6. 1
民進党東京都港区支部	田中 愛	H30. 6. 14
自由民主党東京都衆議院比例区第四支部	前川 恵	H30. 6. 26
自由民主党東京都陸運支部	鈴木 敏	H30. 6. 6

●東京都選挙管理委員会告示第百四十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年七月二十七日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百四十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成三十年七月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青木 英太	区議会議員	青木英太を育てる会	目黒区原町2-7-11	H30. 6. 14
川村 慶太郎	区議会議員	大村小太郎と練馬区の政治 を国民の手に取り戻す会	練馬区高松4-26-10	H30. 6. 26
佐藤 力	区議会議員	佐藤力後援会	練馬区練馬1-20-8	H30. 6. 20

●東京都選挙管理委員会告示第百四十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成三十年七月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
沖山 仁	沖山仁後援会	主たる事務所の所在地	墨田区京島1-52-11	墨田区京島1-53-13	H30. 6. 1
森 信一	森しんいち後援会	政治団体の名称	森しんいち後援会	森信一後援会	H30. 6. 27

◎東京都選挙管理委員会告示第四百十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。
 平成三十年七月二十七日
 東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
上野 恵	上野孝典後援会	H29. 12. 22

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい
う。)第百六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四
年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を
含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人
演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出
政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、
法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

平成三十年七月二十七日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成30年7月5日	西東京市選挙管理委員会	コール田無 多目的ホール	西東京市田無町三丁目7番2号
平成30年7月5日	西東京市選挙管理委員会	コール田無 イベントルームA	西東京市田無町三丁目7番2号
平成30年7月5日	西東京市選挙管理委員会	コール田無 イベントルームB	西東京市田無町三丁目7番2号
平成30年7月5日	西東京市選挙管理委員会	コール田無 会議室A	西東京市田無町三丁目7番2号
平成30年7月5日	西東京市選挙管理委員会	コール田無 会議室B	西東京市田無町三丁目7番2号

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年7月27日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第12号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規
則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第80条」を「第79条」に、「(第81条-第88
条)」を「(第80条-第87条)」に、「(第89条-第93
条)」を「(第88条-第92条)」に、「(第94条・第95
条)」を「(第93条・第94条)」に改める。

第48条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を
第3項とする。

第49条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を
第3項とする。

第50条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を
第3項とする。

第51条第2項及び第52条第2項中「及び位置」を削る。
第53条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を
第3項とし、第5項を第4項とする。

第54条第2項中「及び位置」を削る。
第54条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4
項を第3項とする。

第55条第2項中「及び位置」を削る。
第55条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4

第66条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。
 第67条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第68条第2項中「及び位置」を削る。

第68条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第69条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第69条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第69条の3中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第74条を削り、第75条第1項中「警察学校」を「警視庁警察学校（以下「警察学校」という。）」に改め、同条を第74条とし、第76条から第80条までを1条ずつ繰り上げる。
 第81条第2項中「、位置」を削り、第4章中同条を第80条とする。

第82条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第81条とする。

第83条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第82条とする。

第84条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第83条とする。

第85条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第84条とする。

第86条を第85条とし、第87条を第86条とし、第88条を第87条とする。

第5章中第89条を第88条とし、第90条から第93条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第94条を第93条とし、第95条を第94条とする。
 別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 試験場の名称

名	称
警視庁府中運転免許試験場	
警視庁鮫洲運転免許試験場	
警視庁江東運転免許試験場	

別表第2 交通機動隊の名称

名	称
警視庁第一方面交通機動隊	
警視庁第二方面交通機動隊	
警視庁第三方面交通機動隊	
警視庁第四方面交通機動隊	
警視庁第五方面交通機動隊	
警視庁第六方面交通機動隊	
警視庁第七方面交通機動隊	
警視庁第八方面交通機動隊	
警視庁第九方面交通機動隊	
警視庁第十方面交通機動隊	

別表第3 機動隊の名称

名	称
警視庁第一機動隊	
警視庁第二機動隊	
警視庁第三機動隊	

警視庁第四機動隊	
警視庁第五機動隊	
警視庁第六機動隊	
警視庁第七機動隊	
警視庁第八機動隊	
警視庁第九機動隊	
警視庁特科車両隊	

別表第4 自動車警ら隊の名称

名	称
警視庁第一自動車警ら隊	
警視庁第二自動車警ら隊	
警視庁第八方面自動車警ら隊	
警視庁第九方面自動車警ら隊	

別表第5 機動捜査隊の名称

名	称
警視庁第一機動捜査隊	
警視庁第二機動捜査隊	
警視庁第三機動捜査隊	

別表第6 少年センターの名称

名	称
警視庁大森少年センター	
警視庁世田谷少年センター	
警視庁新宿少年センター	
警視庁巣鴨少年センター	
警視庁台東少年センター	

別表第7 方面本部の名称及び担当区

警視庁江戸川少年センター	千代田区、中央区、港区、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁内の各警察署及び江東区内の東京湾岸警察署管轄区域
警視庁立川少年センター	品川区、大田区内の各警察署管轄区域
警視庁八王子少年センター	世田谷区、田黒区、渋谷区内の各警察署管轄区域
警視庁第一方面本部	新宿区、中野区、杉並区内の各警察署管轄区域
警視庁第二方面本部	文京区、豊島区内の各警察署管轄区域
警視庁第三方面本部	台東区、荒川区、足立区内の各警察署管轄区域
警視庁第四方面本部	江東区、墨田区、葛飾区、江戸川区内の各警察署(東京湾岸警察署を除く。)管轄区域
警視庁第五方面本部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、国立市、西東京市
警視庁第六方面本部	
警視庁第七方面本部	
警視庁第八方面本部	

市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市内の各警察署管轄区域

八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡内の各警察署管轄区域

警視庁第九方面本部

北区、板橋区、練馬区内の各警察署管轄区域

公 告

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は代表者の主たる事務所又は名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
 イー스타 角田 晋俊 品川区西五反田二丁目十番八号 平成三十年四月三十日
 ン商事株式会社

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

こゝに

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は代表者の主たる事務所又は名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
 有会社 金子 雅彦 八王子市並木町二丁目十三番二号 平成三十年六月十四日
 トモエス タンド

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

免税証の種類	組番号	枚数	被 交 付 者	住 所	氏 名	事故発生日
五十リ	〇八〇F	四	住 所	江戸川区	高梨 康	平成三十年五月五日
ットル	〇八九六			南篠崎町	幸	
券	七九〇			五丁目一		
	八〇F			番十四号		
	八九六八					
	二					

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市芋窪四丁目千四百七十七番四
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

立川市一番町一丁目十五番一、練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

立川市一番町六丁目二十八番八号
昭島市松原町一丁目二番四号
株式会社ランディックス
代表取締役 石塚 忍

あきる野市雨間字塚ノ下四百八十七番六の一部
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市弥生一丁目二百三十番三十二から同番三十五まで
十六番三三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東村山市栄町三丁目十九番五三三号
杉並区宮前一丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名
調布駅北口ビル

二 店舗所在地

調布市小島町一丁目三十七番地四ほか

三 設置者名

株式会社バルコほか六名

四 設置者住所

豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

明治屋産業株式会社ほか百二十八名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

明治屋産業株式会社ほか百七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

明治屋産業株式会社ほか二十七名

八 変更前の小売業者の住所

中央区京橋一丁目七番一号(株式会社オンワード樫山)ほか

九 変更後の小売業者の住所

中央区日本橋三丁目十番五号(株式会社オンワード樫山)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

佐藤 由美(明治屋産業株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

谷尾 一也(明治屋産業株式会社)ほか

十二 変更日

平成三十年三月二十日ほか

十三 届出日

平成三十年六月十八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成三十年七月二十七日から同年十一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	クイーンズ伊勢丹杉並桃井店
二	店舗所在地	杉並区桃井三丁目十七番二十
三	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹フードサービスほか二名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社エムアイフードスタイルほか二名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹フードサービス
八	変更前の小売業者の住所	中央区豊海町三番十六号(株式会社三越伊勢丹フードサービス)
九	変更後の小売業者の住所	新宿区西落合二丁目十八番二十号(株式会社エムアイフードスタイル)
十	変更前の小売業者の代表者名	田中 哲(株式会社三越伊勢丹フードサービス)
十一	変更後の小売業者の代表者名	遠藤 久(株式会社エムアイフードスタイル)
十二	変更日	平成三十年四月一日
十三	届出日	平成三十年六月二十八日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	平成三十年七月二十七日から同年十一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

争議行為の予告について

一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が平成三十年七月十七日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成三十年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件
組合員の解雇撤回等に関する件

二 日時
平成三十年七月二十八日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地
翠会(陽和病院) 練馬区大泉町二丁目十七番一号

四 種類
・病院部門・在宅部門・その他各部署での保安要員を除く全組合員もしくは一部組合員によるストライキ、または怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年七月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
二九九七	有限会社 佐野 政幸	八王子市裏高尾町三百九十七番地	平成三十年二月二十八日	
九	有限会社 小林 信明	八王子市打越町千二百六十二番地	同月二十日	

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十年七月二十七日

指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
二八六六	有限会社 吉田 國男	板橋区蓮根一丁目二十年五月九日	平成三十年五月九日	
八五四二	株式会社 トラスト・セブン	小林 信明	八王子市打越町千二百六十二番地	同日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五二四	グロロー ークス株 式会社	松嶋 稔	東大和市芋窪四丁目 千四百二十四番地の 七
五五二五	株式会社 ハヤミズ 工業	速水 公久	大田区大森中三丁目 十五番十八号
五五二六	株式会社 齊藤総合 設備	齊藤 克宏	足立区古千谷本町三 丁目五番十四号
五五二七	NEED 株式会社	菅沢 和彦	江戸川区篠崎町二丁 目五十七番十号
五五二八	THRE E Be ars 株式会社	佐々木 豪	板橋区氷川町一番十 六号 氷川ビル五階

二 指定年月日

平成三十年六月二十七日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

